

**「未利用口座管理手数料」の新設および  
「ももたろう支店 総合口座普通預金規定」の改定のお知らせ**

平素はトマト銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当社では、長期間利用されていない口座のご利用促進、および不正利用されることによるお客さまの被害防止を目的として、2021年4月1日（木）以降に開設される普通預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を新設し、あわせて、対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、自動解約となる取り扱いを開始します。

これに伴い、「ももたろう支店 総合口座普通預金規定」を改訂いたしますのでお知らせいたします。

当社では、今後もお客さまサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2021年4月1日（木）

2. 改定する規定

ももたろう支店 総合口座普通預金規定

3. 未利用口座管理手数料

目的	長期間利用されていない口座のご利用促進、および不正利用されることによるお客さまの被害防止を目的としております。 お客さまに口座管理にかかる費用をご負担いただくことで、お客さまへのサービスの維持・向上に取り組んでまいります。
適用対象	2021年4月1日（木）以降に開設された普通預金口座（総合口座預金を含みます）
未利用口座となる口座	最後のお預け入れ（当該普通預金のお利息入金を除きます）または払い戻し（本手数料の引き落としを除きます）から2年以上、お預け入れまたは払い戻しが無い口座が本手数料の対象となります。 ただし、次の口座は対象となりません。 ・当該口座の残高が1万円以上ある場合 ・同一支店で預り資産（定期性預金、外貨預金、投資信託、保険、国債等）残高が1円以上ある場合 ・同一支店でお借り入れがある場合 ・教育資金贈与預金専用口座、遺言代用信託・暦年贈与型信託の振込指定口座

未利用口座に対する取り扱い	<p>(1) 本手数料の対象となったお客さまには、お届けのご住所に「お知らせ」をお送りします。</p> <p>(2) 「お知らせ」の発送後、一定期間（約3ヵ月）を経過しても、お取引がない場合、当該口座から本手数料を引き落としさせていただきます。</p> <p>(3) 残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を引き落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。</p>
未利用口座管理手数料	年間 1,320 円（税込）
その他	<p>(1) 2021年3月31日（水）までに開設された普通預金口座は、「未利用口座」の対象外ですので、本手数料のご負担はありません。</p> <p>(2) 本手数料は2021年4月1日（木）以降に開設され、2年以上お取引のない「未利用口座」が対象ですので、日頃、お預け入れやお引き出し、口座振替等をご利用いただいている口座が対象となることはありません。</p>

#### 4. 改定内容

未利用口座管理手数料の追加

【もたらう支店 総合口座普通預金規定 新旧対照表】

改定前	改定後
<p>1.（総合口座取引）～11.（保険事故発生時における預金者からの相殺） （省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>1.（総合口座取引）～11.（保険事故発生時における預金者からの相殺） （省略）</p> <p><u>12.（未利用口座管理手数料）</u></p> <p><u>（1）当社が別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない口座（以下「未利用口座」といいます。）については、当社の定める未利用口座管理手数料をこの未利用口座から払戻請求書によらず当社所定の方法により徴収できるものとします。（ただし、2021年4月1日以降に開設された口座に限ります。）</u></p> <p><u>（2）残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった未利用口座については、当該残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく、当社所定の方法により解約することができるものとします。</u></p> <p><u>（3）当社は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

以上